



# 伊平屋村立 野甫中学校

## 運動部活動ガイドライン（令和6年3月改訂版）

### 目次

1 部活動の意義と位置付け	1
2 部活動の目的（ねらい）	
3 部活動の基本方針	
4 指導の在り方	2
5 活動時間と休養日の設定	
6 大会への対応	3
7 安全管理の徹底	
8 学校以外の窓口	4
9 指導者と部員等との連絡体制の在り方	
10 新型コロナウイルス感染拡大防止について	

#### 【資料】

暴力・暴言・ハラスメント根絶のためのチェックリスト（指導者用）	5
暴力・暴言・ハラスメント根絶のためのチェックリスト（管理職用）	6
部活動等の在り方に関する方針（改訂版）概要	7
部活動（部員の皆さんへ）パンフレット	8
部活動（保護者の皆さんへ）パンフレット	9



令和3年12月 沖縄県教育委員会

部活動等の在り方に関する方針（改訂版）参照

## 1 部活動の意義と位置付け

### (1) 部活動の意義

部活動は、学校において計画する教育活動で、部員同士の切磋琢磨や自己の能力に応じて、粘り強く取り組み技能や記録に挑戦する中で、協調性や達成感、生徒の自主的、自発的な参加により行われるという特性がある。

また、共通の目標に向かって活動を共にする過程をとおして、顧問と生徒、生徒同士の信頼関係が深まり、教員にとっても、生徒理解をより深めるための重要な機会となる。部活動は、心身をリフレッシュさせるだけでなく、多くの生徒に喜びと生きがいをもたらし、学校生活を豊かで充実したものにするものである。

### (2) 部活動の学校教育における位置付け

#### 第1章 総則

#### 第5 学校運営上の留意事項

##### 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

【中学校学習指導要領】（平成29年告示）解説 総則編 平成29年7月

## 2 部活動の目的（ねらい）

- (1) 中学生として、健全な心身の発達向上を図る。
- (2) 将来における望ましい余暇利用の基礎的態度の育成を図る。
- (3) 生徒と教師、生徒と生徒の相互理解の場とする。

## 3 部活動の基本方針

- (1) 全校生徒部活動に入部することを奨励する。
- (2) 教育活動の一環として位置づけ、顧問制(顧問・副顧問)を採り、指導・支援にあたる。
- (3) 勝利至上(結果)主義にならず、健全育成に寄与した心身共にバランスの取れた発達を願い、生涯学習の運営が円滑になるようにする。
- (4) 共通の趣味や関心を基盤とした集団活動を行う中で、友情を深め、社会性を養い、教師と生徒、上級生と下級生間の豊かな人間関係(信頼・友情・協力)を育てる。
- (5) 顧問・副顧問・外部コーチ・部活動指導員、部員、保護者が三者連携を密にしながら、共通理解のもと、協力体制を確立しながら指導していく。
- (6) 家庭・学校生活、学級において、自主的・自発的な活動を促進し、自分達の力で集団生活をより楽しく、より良いものにする態度や実践力を養う。

## 4 指導の在り方

### (1) 体罰（暴力・暴言）・ハラスメントについての心得

部活動の指導においては、部活動顧問、副顧問、部活動指導員による以下のような発言や行為は体罰・ハラスメントとして違法であり許されないものである。生徒の健康管理と安全管理を徹底するため、特に以下の点に留意するものとする。

- ① 部活動顧問・部活動指導員は、指導と称して殴る、蹴る等の暴力は行わない。  
また、威圧的な言葉による指導も体罰に当たるという認識を持つ。
- ② 部活動顧問・部活動指導員は、生徒の人間関係に日常的に十分注意するとともに、生徒の状況を必要に応じて学校全体で共有し、いじめの未然防止を徹底する。
- ③ 部活動顧問・部活動指導員は、セクシャルハラスメントと判断される行為や発言「性的な性質の発言」等を行わない。
- ④ 部活動顧問・部活動指導員は、特定の生徒に対して過度な肉体的、精神的負担を与えるような指導は行わない。
- ⑤ 部活動顧問・部活動指導員は、職権を利用した威圧的な言動や人権を否定するような態度など精神的に追い込む行為は、パワーハラスメントとして違法であり許されるものではない。

### (2) 保護者会の設置

- 保護者会の設置に当たっては、保護者の意向を十分に踏まえることや、学校が設置や運営に適切に関与し、協力体制の構築に務める。
- 大会参加や保護者会費等については、保護者会を開催し事前説明や収支報告等を行い、建設的な運営に務める。

## 5 活動時間と休養日の設定

### (1) 活動時間

活動時間は以下のとおりとする。《※準備・片付けの時間は含まない》

- 平日の活動時間は、2時間程度とする。

#### **※完全下校時刻は、通年で午後6時00分（R6より）**

- 学校の休業日（週末・夏休・冬休・春休・GW等）は3時間程度とする。
- 早朝練習は、原則午前7時20分～7時50分とする。（校長の承認を得ること。）

### (2) 休養日（※大会前の土日の活動に関しては、柔軟に対応する。）

- 水曜日と土・日のいずれか1日（週2日）は、活動を休みとする。
- 休業日に大会や遠征が入る場合は、帰島後2日は休みとする。

### (3) 部活動停止日

- 毎月第3日曜日「家庭の日」は活動を休みとする。
- 毎月第3水曜日「伝統文化学習の日」は活動を休みとする。
- 夏季休業中の学校閉庁日は、休みとする。

### (4) その他

- 時間延長は、保護者の同意のもと、学校長の許可を受けて行う事ができる。

※長期休業中は、週2日の休養日以外に、まとまった休みを設けることが望ましい。

## 6 大会等への対応

校長は、大会への参加にあたり、教育的意義、生徒及び部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会を精査する。

※中体連主催以外の大会については、当該生徒に参加の意思確認を行った後に、学校長及び顧問の判断のもと大会参加を決定する。

## 7 安全管理の徹底

### (1) 熱中症対応について

部活動顧問は、部活動の活動時の天候に十分留意する。高温多湿下においては、水分補給や休憩、休息をしっかりとらせ、熱中症予防に十分配慮する。運動部活動については、気温35℃以上の日及び熱中症アラートが発表された場合は、生徒の心身の状態や時間帯も含め、安全を最優先にする。

### (2) 暴風、竜巻、雷について

部活動顧問及び部活動指導員は、気象条件に十分配慮しながら指導を行う。特に暴風、竜巻、雷等の自然発生的な天候が心配される時は、活動を速やかに中止し安全に帰宅させることができるよう指導する。(すぐに下校させず、保護者引き取りにする場合もある。)

### (3) 生徒の事故防止について

部活動顧問及び部活動指導員は、生徒の事故防止のための必要な措置について生徒とその保護者への啓発を行う。また、特に運動部活動では、部活動実施前の準備運動と部活動実施後の整理運動を適切に行わせる。さらに器具等の扱いについては、生徒に対し、使用前の安全確認を徹底させ、使用方法について十分に指導する。

### (4) 部活動実施における安全確認について

部活動顧問及び部活動指導員は、部活動を行う場合には学校の敷地内にいることとする。特に早朝練習を行う場合には、部活動顧問が必ず立ち会う。以上について、部活動顧問が対応することができない時は、代理の者にこれらを行わせる。

### (5) AED の管理について

AED を適切に管理し、その設置場所及び操作方法を全職員が把握するよう徹底する。また、緊急時の対応についての校内マニュアルを整備し、消防機関等と適切に迅速に連携することができるようにする。

### (6) 健康管理について

学校教育全体をとおして、日常から生徒に対して自らの健康管理に関する指導を適切に行う。また、生徒の健康状態については、普段から保護者との情報共有に積極的に努めておく。

### (7) 連絡体制の整備

部活動において事故が発生した場合は、生徒の命を守り、負傷等の悪化を最小限に抑えることが第一優先である。校長は、連絡通報体制の確立と事故発生への対応について平素から全教職員及び外部指導者に対して周知徹底する。

## 8 学校以外の相談窓口

暴力・暴言・ハラスメントを受け続けると、精神的に追いつめられ、心身症や適応障害、うつ病などを発症し、時に最悪の事態につながることもある。部活動において、暴力・暴言・ハラスメントを受けたり、それを受けている部員から相談があった、あるいはそれらしきことを見かけた場合は、一人で悩まず、信頼できる人に相談することが大切である。学校は、下記の学校以外の相談窓口について、指導者、部員、保護者等へ周知すること。

子どもの人権 110 番 0120-007-110 (全国共通・通話料無料) 受付時間：平日 8:30～午後 5:15 検索「インターネット人権相談」 <a href="http://www.moj.go.jp/content/001222273.gif">http://www.moj.go.jp/content/001222273.gif</a> 那覇地方法務局、沖縄県人権擁護委員連合会
--

【電話相談案内】機関名	電話番号
子ども若者みらい相談プラザ「sorae」 月火木金土 10:00～18:00 休：水・日・祝日・年末年始	098-943-5335 <small>沖縄県総合福祉センター内</small>
親子電話相談 休：日・祝祭日・年末年始 月～土 9:00～22:00 (時間外は留守電・FAX 対応)	098-869-8753 <small>県教育庁生涯学習振興課</small>
24 時間子ども SOS ダイヤル	0120-0-78310
子どもの悩み事 110 番 (沖縄弁護士会) 毎週月曜日 (祝祭日を除く) 16:00～19:00	098-866-6725

## 9 指導者と部員等との連絡体制の在り方

- ①児童生徒等との連絡は、原則として学校の電話を利用し、職員私用の携帯電話やメールを使用しないこと。やむを得ずメール等を使用する場合は、CC等を利用するなどして、管理者が連絡内容等を把握できるようにすること。
- ②携帯電話のメール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) 等を、児童生徒等との私的な連絡の手段として使用しないこと。

## 10 新型コロナウイルス感染症拡について

○令和5年5月8日から「5類感染症」になりました。

マスクの着用をはじめ基本的な感染症対策は個人か事業者に判断を委ねることを基本とする。

※新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に係る新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症への移行について (令和5年4月27日厚生労働大臣 加藤勝信) より抜粋

## 暴力・暴言・ハラスメント根絶のためのチェックシート（指導者用）

暴力・暴言・ハラスメントを根絶するためには、自分自身の暴力・暴言等に関する認識を再認識したり、部員への指導の在り方を見直したりすることが重要です。年に数回チェックシートを活用し、行動を振り返ってみましょう。 ※指導者（教職員、部活動指導員、外部コーチ）（以下同じ）

No	チェック項目	自己評価 (当てはまる項目 をチェックする)
1	どの部員にも指導者から積極的にあいさつをしているか。また、部員からのあいさつに対して丁寧に明るくこたえているか。	
2	部員によって異なる呼び方をしているか。（「さん・君」で呼ぶ部員と、呼び捨てや愛称で呼ぶ部員等）	
3	遅刻が多い部員に対して、理由を詳しく聞かずに指導していないか。（本人の責任でなく、家庭等に原因がある可能性を見逃していないか）	
4	部員に要求しながら「指導者は別」と言うことがないか。	
5	小さなじめやしごきを経験することは、部員の成長過程に必要と感じていないか。	
6	部員と話するとき、「お前」「お前たち」と言うことがないか。	
7	「またか」「いつも…だ」などと、部員を固定的・断定的に見た言い方をしていないか。	
8	理由や意義の説明をせず、部活のルールを守らせることのみを指導していないか。	
9	他校の部員と比較するなど、学校間で優劣を感じさせるような言動をしていないか。	
10	「この程度のことも出来ないのか」などと、部員を蔑んだ言い方をしていないか。	
11	部員による人を傷つけるような言動を見逃していないか。（部活動中だからといって見逃していないか等）	
12	部員のミスに対して、大声で怒鳴ることはないか。	
13	部員に対して「使えない」「下手くそ」「部活(学校)やめろ」「どうせ勝てない(進級できない・卒業できない)」などの発言をしていないか。	
14	「バカ」「アホ」「死ね」「クズ」「デブ」「チビ」などの人格等を否定する言葉遣いをしていないか。	
15	他の指導者による人権侵害の可能性のある言動等に対して、見て見ぬふりをしていないか。（管理職等に報告することを躊躇していないか）	

【自己評価：チェック項目が多い場合、暴力・暴言・ハラスメント、子どもへの人権侵害の恐れがあります。】

## 暴力・暴言・ハラスメント根絶のためのチェックシート(管理職用)

暴力・暴言・ハラスメントを根絶するためには、管理職として、定期的に服務研修を実施し所属職員への暴力・暴言等に関する意識を高めたり、暴力・暴言等を生まない学校環境になっているか、見直することが重要です。

No	チェック項目	自己評価			
		4	3	2	1
1	暴力・暴言等では教育できないことを、指導者(教職員、部活動指導員、外部コーチ)(以下同じ)に周知し指導の徹底を図っている。				
2	暴力・暴言・ハラスメントについて、これくらいなら問題ないという安易な雰囲気がないように指導に努めている。				
3	部員に対する相談を、担任や生徒指導主任、教育相談担当等、一部の教員だけに任せきりにしていない。				
4	部員の人権を尊重し、平素から指導者が適切な言葉遣いをするように指導している。				
5	部員と指導者が口論になったとき、暴力・暴言・ハラスメントが起きないように他の指導者等の関わりができる部活動指導体制を整えている。				
6	暴力・暴言・ハラスメントが発生した場合の具体的な対応策について、指導者が共通理解をしている。				
7	学校全体で暴力・暴言・ハラスメントが発生しないよう研修会を実施している。				
8	指導者や保護者等からの暴力・暴言・ハラスメントを容認する風潮に対してきっぱりNOと言える。				
9	障がいのある部員への指導方法や生徒指導上困難な場面における指導方法について、共通理解及び共通実践が図られている。				
10	指導者からの管理職への報告、連絡、相談体制はできているか。また、平素から指導者とのコミュニケーションづくりに努めている。				

【自己評価 4:よく当てはまる 3:ある程度当てはまる 2:あまり当てはまらない 1:全く当てはまらない】

※1や2が多い場合、暴力・暴言等に気をつける必要があります。

<b>3つの柱</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適切な部活動の在り方の推進（適切な活動時間・休業日の設定）</li> <li>○ 休日の地域部活動移行に向けた体制整備（生徒の活動機会の創出、教職員の負担軽減）</li> <li>○ 暴力・暴言・ハラスメントの根絶（再発防止、人権意識の高揚）</li> </ul>
-------------	---

## 部活動等の在り方に関する方針（改定版）【概要】

<b>1 「本改定版」・「本取組」策定の趣旨等</b>	<b>4 適切な指導の実施</b>
<p>(1) 「本改定版」・「本取組」策定の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和3年1月末に起こった「本件事案」のようなことを絶対に二度と繰り返さず、子どもの人権が尊重され健全で充実した適切な部活動を展開するため、「R10年度運動部方針・R11文化部方針」をひとつにまとめた改定版「本改定版」・「本取組」の対称範囲</li> <li>○ 高等学校の運動・文化部活動を主に想定し策定・適用する。</li> <li>○ 中学校の運動・文化部活動についても、「本改定版」・「本取組」の対象とする。</li> <li>○ 小学生が所属するスポーツ・芸術文化関係団体等においては、「本改定版」・「本取組」を参考に、適切な活動が行われるよう留意する。</li> <li>○ 私立学校においても、「本改定版」・「本取組」を踏まえた適切な運用をお願いする。</li> </ul> <p>(2) 「本改定版」・「本取組」の遵守と改革の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国立学校は、子どもの人権を尊重した適切な部活動の指導・運営に係る体制を構築する。</li> <li>○ 市町村教育委員会及び市町村立中学校は、持続可能な運動・文化部活動の在り方について再検討し、暴力・暴言・ハラスメントの根絶や指導者の資質向上等に取組む。</li> </ul>	<p>(1) 指導における留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校長及び指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び暴力・暴言・ハラスメントの根絶についての取組を徹底する。</li> <li>○ 練習及び練習試合では、生徒の安全管理を優先する。天候の変動等により生徒の安全を確保できない場合は活動の中止や延期、計画の見直し等、適切に対応する。</li> <li>(2) 部活動用指導手引の普及・活用</li> <li>○ 中央競技団体や関係団体の指導の手引を活用する。</li> </ul>
<b>2 望ましい部活動の在り方</b>	<b>5 適切な休業日等の設定</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 部活動の指導においては、勝利至上主義（大会等で勝つことのみを重視し過度な練習を強いる等）に陥らない指導を強く求めるものである。</li> <li>○ 部活動には、子どもの健全な成長発達のための重要な意義があり、部活動の指導では、子どもの人格や人権を尊重し、子どもの意思や成長を優先に考えなければならない。</li> <li>○ 生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程と関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組まなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高等学校では、休業日は通常より2日以上（平日1日、週末1日）、活動時間は平日2時間程度、休業日3時間程度とし、できるだけ長時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。中学校も上記を参考に適切な運用をお願いするものである。</li> <li>○ 高等学校においては、学校の実態により多様な活動が行われていること、競技種目や芸術文化の各分野によって様々な活動形態等が考えられることを考慮する。</li> <li>○ 小学生が参加するスポーツ少年団等や芸術文化等の活動においては、「休業日は通常より3日以上（平日2日、週末1日）、活動時間は平日2時間以内、休業日3時間以内」を参考に適切な活動に取り組むことをお願いするものである。</li> </ul>
<b>3 適切な指導・運営及び管理のための体制の構築</b>	<b>6 学校単位で参加する大会等の見直し</b>
<p>(1) 部活動の方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村教育委員会は「設置する学校に係る部活動の方針」を再検討し、策定する。</li> <li>○ 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」を再検討し、策定する。</li> </ul> <p>(2) 指導・運営及び管理に係る体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校長は、適切な部活動の運営ができるよう、適正な数の部活動を設置する。</li> <li>○ 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置を検討する。但し、新規部活動設置の際は十分な審議を経て判断する。</li> <li>○ 校長は、学校の実態に応じて複数層制制に取組む。</li> <li>○ 学校の設置者（教育委員会等）は、生徒の活動機会の創出と教職員の負担軽減を図るため部活動指導員の任用・配置に努める。</li> <li>○ 指導者は、「年1回」、学校の設置者（教育委員会等）や学校、各競技団体等の関係するいづれかの研修を受講しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各学校の部活動が参加する大会等は、学校教育団体が主催又は共催する大会とし、それ以外の大会等や地域の行事等への参加については、実態に応じて各学校で精査する。</li> <li>○ 市町村教育委員会においては、学校教育団体と連携し、市町村立中学校の部活動が参加する大会数の上限の目安等を策定する。</li> <li>○ 小学生が参加する大会等について、各団体等は見直しを検討する。</li> </ul>
<b>7 地域との連携等</b>	<b>8 休日の部活動の段階的な地域移行へ向けて</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村教育委員会及び市町村立小中学校では、学校施設開放事業を推進する。</li> <li>○ 国立学校では実態に応じて学校施設開放事業を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県教育委員会は、スポーツ庁等が示す「段階的な地域部活動移行」等について、県庁管理や地域の総合型スポーツクラブ等と連携し、持続可能な運営体制を構築する。</li> <li>○ 県教育委員会は、スポーツ庁等の意向を注視し、生徒の活動機会の創出と教職員の負担軽減を図るため、持続可能な運営体制の構築に向けて、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、学校単位の部活動に代わりうる生徒の活動機会の確保・充実のための方策を検討し具現化していく。</li> </ul>

## 部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた取組【概要】

<b>1 体制の構築</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実際には暴力・暴言・ハラスメントと特定されることが予想される事案について、保護体育課・文化財課は、国立学校教育課や学校人権課等の関係各課と連携し迅速に対応する。</li> </ul>
<b>2 学校における具体的な取組</b>	<b>4 学校以外の相談窓口</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校は、校内に生徒や保護者からの部活動における暴力・暴言・ハラスメントについての相談体制（窓口等）を指導者、部員、保護者等に周知する。</li> <li>○ 校長は、部活動に係る校内委員会（部活動顧問会又は地域部活動連絡会（仮称）（PIA関係者や地域関係者等（部活動指導員、外部コーチ含む））を設置する。</li> <li>○ 保護者会の設置の場合は、保護者の意向を踏まえ、学校が適切に関与する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校は、「子どもの人権110番」等や、関係機関・団体の相談窓口について、指導者、部員、保護者等に周知する。</li> </ul>
<b>3 研修の充実と県教育委員会の役割</b>	<b>5 指導者と部員等との連絡体制の在り方と留意点</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校は、4月発表職員会議（研修研修等）、長期休業中の職員会議等において、国のガイドラインや「本改定版」・「本取組」、学校方針を確認し、また、チェックシートを活用するなどして、部活動指導の改善に取り組む。</li> <li>○ 専門外の教職員は校内研修を受講すること。専門の指導者は、校外研修を年1回は受講することとし、県教育委員会は調査に応じて把握する。</li> <li>○ 県教育委員会は、管理職や指導者等へ人権教育を含めた研修を実施する。</li> <li>○ 県教育委員会は、各県立学校及び市町村教育委員会の部活動方針を点検し、必要に応じて指導助言し、フォローアップする。</li> <li>○ 県教育委員会は、生徒・保護者等からの部活動に関する相談等に対し、速やかに学校・関係者から状況を把握し、必要に応じて指導助言しながら、話し合いによる解決を促す。問題の解決に当たっては、必要に応じて、スクールロイヤーの助言を受ける。</li> <li>○ 県教育委員会は、実際に、暴力・暴言・ハラスメントと特定される事案については、関係各課と連携し迅速に対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原則として、指導者から部員への連絡事項は、学校教育活動時間内（部活動時間内）に、直接、口頭又はプリント等を用いて行い、必要に応じて保護者等へも周知すること。また、可能な限り、学校電話を使用すること。</li> <li>○ 緊急連絡等の場合は、指導者と部員との連絡（SNS等の活用）が、顧問から生徒といった「1対1」とならないよう、複数名でのグループでの連絡体制を構築することや、保護者会役員等を名前の等の工夫を図る。</li> </ul>
<b>6 指導者等との連絡体制の在り方と留意点</b>	<b>7 終わりに</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指導者においては、「子どもは大人のものではないこと」を十分に認識した上で、「部活動は指導者のものではなく、子どもたちが自主的・自発的に行うもの」であることを再確認し、異なる関係性の構築に向けて、部活動指導に取り組ましよう。</li> <li>○ 保護者のみなさんもそのことを十分に再確認し、今後とも学校や部活動をサポートしていただきたいと思います。また、指導者等の暴力・暴言・ハラスメントに対しては、一人で悩まず、保護者会、学校（管理職等）、教育委員会等に相談するなど、子どもたちを守る行動をとってください。</li> <li>○ 部員のみならず、部活動が部員同士自主的・自発的な参加により行われるものであることを再確認し、自覚と責任を持って活動することが重要であること。また、指導者や保護者等が自分たちを支える存在であることも再確認した上で、部活動に取り組んでほしいと思います。</li> <li>○ 今後の学校部活動において、指導者と部員との信頼関係がますます構築され、適切な学校部活動となるよう、教育委員会、関係機関・団体、学校・指導者、部員・保護者や地域が一体となって、健全な部活動の再開防止と暴力・暴言・ハラスメントの根絶に取り組むとともに、今後とも、子どもたちの「夢実現」に取り組んでまいります。</li> </ul>	





## 部活動【部員のみなさんへ】



### あなたのチームや部活動に、暴力・暴言・ハラスメントを受けている人はいませんか？

暴力・暴言・ハラスメントを受け続けると、精神的に追いつめられ、心身症や適応障害、うつ病などを発症し、時に最悪の事態につながることもあります。

みなさんの部活動等において、暴力・暴言・ハラスメントを受けたり、それを受けている仲間から相談があった、あるいはそれらしきことを見かけた場合は、一人で悩まず、信頼できる人に相談しましょう。また、下記の**学校以外の相談窓口**を教えてください。

スポーツ少年団や地域スポーツクラブ、総合型地域スポーツクラブ等の関係団体及び芸術文化関係団体等に所属するみなさんも下記をご利用ください。

### 子どもの人権110番 0120-007-110

(全国共通・通話料無料)

受付時間：平日 8:30～午後 5:15

検索「インターネット人権相談」

<http://www.moj.go.jp/content/001222273.gif>

那覇地方方法務局・沖縄県人権擁護委員連合会



### 子ども若者みらい相談プラザ「sorae」 098-943-5335

(沖縄県総合福祉センター内)

月火木金土 10:00～18:00 休：水・日・祝日・年末年始

### 親子電話相談 098-869-8753

(県教育庁生涯学習振興課)

月～土 9:00～22:00 (時間外は留守電・FAX対応)

休：日・祝祭日・年末年始

### 子どもの悩み事110番 098-866-6725 (沖縄弁護士会)

毎週月曜日(祝祭日を除く) 16:00～19:00

### 24時間子ども SOS ダイヤル 0120-0-78310

通常の**学校部活動**における「相談」は、下記において、随時、対応しています。  
ご利用ください。(電話対応は土日祝日除く平日9:00～17:00)

県教育庁保健体育課(運動部活動)	aa316008@pref.okinawa.lg.jp	098-866-2726
県教育庁文化財課(文化部活動)	aa318005@pref.okinawa.lg.jp	098-866-2731
県高等学校体育連盟(高校運動部)	kotairen@cello.ocn.ne.jp	098-851-8421
県中学校体育連盟(中学校運動部)	o-chutai@alto.ocn.ne.jp	098-996-1962
県高等学校文化連盟(高校文化部)	okikoubunren@as.open.ed.jp	098-943-9613
県中学校文化連盟(中学校文化部)	o-chubun@chorus.ocn.ne.jp	098-988-3123
県高等学校野球連盟(高校野球部)	5589ohbf@kouyaren-okinawa.jp	098-890-3158

○ 中学校部活動については、市町村教育委員会、各教育事務所にも相談できます。

○ スポーツ少年団等のみなさんは、市町村教育委員会にも相談できます。

みなさんも、部活動が部員同士の自主的、自発的な参加により行われるものであることを再確認し、自覚と責任をもって活動する必要があります。また、部活動を支える指導者や保護者等が自分たちを支える存在であることも再確認した上で、部活動に取り組みましょう。

今後の学校部活動において、指導者と部員との信頼関係がますます構築され、適切な学校部活動となるよう、教育委員会、関係機関・団体、学校、指導者、保護者や地域が一体となって、暴力・暴言・ハラスメントの根絶と、部員のみなさんの「夢実現」に取り組めます。

令和3年12月 沖縄県教育委員会



## 部活動【保護者のみなさんへ】



### あなたの部活動やチームに、暴力・暴言・ハラスメントを受けている人はいませんか？

暴力・暴言・ハラスメントを受け続けると、精神的に追い詰められ、心身症や通院障害、うつ病などを発症し、時に最悪の事態につながることもあります。みなさんの部活動等において、暴力・暴言・ハラスメントを受けたり、それを受けている部員やその保護者から相談があった、あるいはそれらしきことを見かけた場合は、一人で悩まず、信頼できる人に相談しましょう。また、下記の**学校以外の相談窓口**を教えてあげてください。スポーツ少年団や地域スポーツクラブ、総合型地域スポーツクラブ等の関係団体及び芸術文化関係団体等に所属するみなさんも下記をご利用ください。

### 子どもの人権110番 0120-007-110

(全国共通・通話料無料)

受付時間：平日 8:30～午後 5:15

検索「インターネット人権相談」

<http://www.moj.go.jp/content/001222273.gif>

那覇地方務局・沖縄県人権擁護委員連合会



### 子ども若者みらい相談プラザ「sorae」

098-943-5335 (沖縄県総合福祉センター内)

月火木金土 10:00～18:00 休：水・日・祝日・年末年始

### 親子電話相談 098-869-8753

(県教育庁生涯学習課課員課) 休：日・祝祭日・年末年始

月～土 9:00～22:00 (時間外は留守電・FAX 対応)

### 子どもの悩み事110番 098-866-6725 (沖縄弁護士会)

毎週月曜日(祝祭日を除く) 16:00～19:00

### 24時間子どもSOSダイヤル

0120-0-78310

通常の**学校部活動**における「相談」は、下記において、随時、対応しています。  
ご利用ください。(電話対応は土日祝日除く平日9:00～17:00)

県教育庁保健体育課(運動部活動)	aa316008@pref.okinawa.lg.jp	098-866-2726
県教育庁文化財課(文化部活動)	aa318005@pref.okinawa.lg.jp	098-866-2731
県高等学校体育連盟(高校運動部)	kotairen@cello.ocn.ne.jp	098-851-8421
県中学校体育連盟(中学校運動部)	o-chutai@alto.ocn.ne.jp	098-996-1962
県高等学校文化連盟(高校文化部)	okikoubunren@as.open.ed.jp	098-943-9613
県中学校文化連盟(中学校文化部)	o-chubun@chorus.ocn.ne.jp	098-988-3123
県高等学校野球連盟(高校野球部)	5589ohbf@kouyaren-okinawa.jp	098-890-3158

- 中学校部活動については、市町村教育委員会、各教育事務所にも相談できます。
- スポーツ少年団等のみなさんは、市町村教育委員会にも相談できます。

### 保護者会の設置について考えてみませんか。

保護者会は、生徒の自治及び主体性の育成とチーム目標の達成に向けた部活動運営のサポートの存在となることが期待されます。また、保護者会が民主的かつ健康的に運営されることで、部活動に暴力・暴言・ハラスメントが持ち込まれる抑止力になることが期待できます。

なお、保護者会の設置にあたっては、保護者の意向を十分に踏まえる必要があります。設置については、各学校(顧問、管理職)にご相談ください。

### 保護者のみなさんへ

- 「子どもは大人のものではないこと」「部活動は指導者のものではなく、子ども達が自主的、自発的に行うもの」であることを再確認していただき、今後とも学校や部活動をサポートしていただきたいと思います。
- 今後の学校部活動において、指導者と部員との信頼関係がますます構築され、適切な学校部活動となるよう、教育委員会、関係機関・団体、学校・指導者、部員・保護者や地域が一体となって、**痛みない事案の再発防止と暴力・暴言・ハラスメントの根絶**に取り組むとともに、今後とも、**子ども達の「夢実現」**に取り組んでまいりましょう。

令和3年12月 沖縄県教育委員会